



## 大学発ベンチャー数、最多を記録 2022年10月時点で3782社に増加

経済産業省がこのほど公表した「2022年度大学発ベンチャー実態等調査」結果速報によると、2022年10月時点で存在を確認された大学発ベンチャー数は3782社と、2021年度に確認された3305社から477社増加し、企業数及び増加数ともに過去最多を記録したことが分かった

大学別に大学発ベンチャー数をみると、引き続き「東京大学」が371社（2021年度比42社増）で最も多いものの、「京都大学」267社（同25社増）、「慶應義塾大学」236社（同61社増）、「筑波大学」217社（同39社増）、「大阪大学」191社（同11社増）、「東北大学」179社（同22社増）など、他大学も目立ち、多くの大学がベンチャー創出に力を入れていることがうかがえる。

大学発ベンチャーにおける経営人材（CEO）が経営人材（CEO）となる前の最終経歴は、「大学・公的研究機関の教職員・研究者」が152社（構成比32.9%）と最も多く、アカデミア出身者が経営人材（CEO）となるケースが多いことがうかがえる。なお、大学発ベンチャーの従業員総数に占める博士号取得者の在籍割合は、大学発ベンチャーの定義別にみると、特に研究成果ベンチャーや共同研究ベンチャーにおいて高くなっている。

また、大学発ベンチャー全体においても一般企業研究職に比べて在籍割合が高いことから、大学発ベンチャーでは博士号取得者が積極的に活用されていることがうかがえる。

## 国別報告書の自動的情報交換実施 4月現在で対象国88カ国に増加

租税条約に基づく自動的情報交換の対象国が着々と増加している。租税条約等に基づく情報交換は、納税者の取引などの税に関する情報を税務当局間で互いに提供する仕組み。経済取引の国際化が進むなか、国税庁では、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換を通じて、国際的な脱税や租税回避の把握・防止に取り組んでいる。

租税条約に基づく情報交換には、自動的情報交換、自発的情報交換、要請に基づく情報交換の3つの類型があり、国税庁は今回、国別報告書の自動的情報交換の実施対象国を更新し、最新データとして公表した。国別報告書には、多国籍企業グループの事業が行われる国・地域ごとの収入金額や納付税額の配分状況等に関する情報が含まれ、各国の税務当局ではこれを移転価格リスク評価に使用している。

国税庁が今回更新した「日本との間における国別報告書の自動的情報交換の実施対象国・地域」によると、2023年4月1日現在における国別報告書の自動的情報交換の実施対象は88の国・地域。前回の更新（2022年9月）からイスラエルとタイの2カ国が追加されている。

自動的情報交換の対象にはこのほか、非居住者の金融口座情報（氏名・住所・口座残高など）、法定調書情報などがあり、情報交換実績もこれらの類型に分けてまとめられている。なお、租税条約を締結している国・地域は、5月1日現在で84条約等、153カ国・地域にのぼる。